

# 運航基準

令和6年3月10日  
株式会社 シークルーズ

## 目 次

第1章	目 的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	2

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、本渡～松島～三角航路、三角港連絡航路及び天草いるか観光遊覧航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の中止

### (発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否の判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 発航地点名	風速	波高	視程
前島地先海面桟橋 南有馬漁港桟橋 八代港（県営桟橋） 本渡港（県営桟橋） 三角港（県営桟橋） 口之津港（貝瀬桟橋・2号桟橋） 三角西港（県営桟橋） 西目海岸 ホテル竜宮地先海面桟橋 くまモンポート八代（高速船桟橋） 湯島漁港 築島 合津港（県営桟橋） 姫戸港 高戸港 熊本新港 長州港 JMU 岸壁 フィシャリーナ天草 阿村港 シークルーズマリーナ浮桟橋 緑鼻浮桟橋 熊本県水産研究センター浮桟橋	10 m/s 以上	1 m 以上	1000 m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

- 3 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	船体動搖
10 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1 m以上又はうねり	横搖 10 度以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速 10 m/s 以上	波高 1.5 m以上
--------------	------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、見張りの強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 1000 m 以下
--------------

(入港、着岸の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内及び着岸予定地の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港又は着岸を中止し適宜の海域で錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港内	風速	波高	視程
前島地先海面桟橋	10 m/s	1.00 m以上	400 m以下
南有馬漁港	10 m/s	1.00 m以上	400 m以下
八代港	10 m/s	1.00 m以上	400 m以下
本渡港	10 m/s	1.00 m以上	400 m以下

三角港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
口之津港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
三角西港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
西目海岸	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
ホテル竜宮地先海面桟橋	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
くまモンポート八代（高速船桟橋）	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
湯島漁港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
築島	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
合津港（県営桟橋）	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
姫戸港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
高戸港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
熊本新港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
長州港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
JMU 岸壁	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
フィシャリーナ天草	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
阿村港	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
シークルーズマリーナ浮桟橋	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
緑鼻浮桟橋	10 m/s	1. 00m以上	400m以下
熊本県水産研究センター浮桟橋	10 m/s	1. 00m以上	400m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図（航路図）に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮を取るべき狭水道等の区間
- (5) 通行船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載したとおり常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、各使用船舶とも別表1のとおりとする

2 船長は、速力基準表を船橋に備え付けておかねばならない。

(特定航法)

第8条 本渡港の航法

- (1) 船舶は、入港しようとする時は本渡港右舷標識を右に見て航路に入り、航路の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとする時は航路の右側を航行し、本渡港左舷標識を右側に見て通過しなければならない。
- (3) 船舶は、航路において他の船舶と並行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 本渡港の航路を通過する際は他船に迷惑のかからないよう減速して航行しなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は、運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
(1) 通常の場合	本社	携帯電話
(2) 緊急の場合	非常連絡表のとおり	携帯電話

(機器点検)

第10条 船長は入港着棧前、棧橋手前500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする

付 則

この基準は、令和2年11月15日より実施する。

付 則

この基準は、令和3年5月10日より実施する。

付 則

この基準は、令和5年2月3日より実施する。

付 則

この基準は、令和6年3月10日より実施する。

表 1

(速力基準) 「オリビア」

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	6. 0 ノット	600 r p m
微 速	16. 0 ノット	1600 r p m
半 速	20. 0 ノット	2400 r p m
航海速力	26. 0 ノット	3000 r p m

(速力基準) 「マリソル」

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	8. 0 ノット	500 r p m
微 速	16. 0 ノット	1211 r p m
半 速	20. 0 ノット	1525 r p m
航海速力	26. 0 ノット	1928 r p m

(速力基準) 「セレナ」

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	6. 9 ノット	600 r p m
微 速	17. 3 ノット	1360 r p m
半 速	24. 0 ノット	1720 r p m
航海速力	28. 0 ノット	1970 r p m

(速力基準) 「瑞鳳2」

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	4. 0 ノット	500 r p m
微 速	5. 1 ノット	1000 r p m
半 速	8. 3 ノット	1500 r p m
航海速力	23. 0 ノット	2600 r p m

(速力基準) 「 VistaBonita 」

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	8. 0 ノット	600 r p m
微 速	16. 0 ノット	1370 r p m
半 速	20. 0 ノット	1548 r p m
航海速力	25. 0 ノット	1772 r p m

(速力基準) 「 エルミラ 」

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	4. 0 ノット	500 r p m
微 速	5. 0 ノット	1000 r p m
半 速	6. 0 ノット	1500 r p m
航海速力	12. 0 ノット	2800 r p m